

公益社団法人諏訪圏青年会議所

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、公益社団法人諏訪圏青年会議所（英文名 Junior Chamber International SUWAKEN）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を長野県諏訪市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、諏訪圏域及び周辺地域の発展に貢献することにより、明るく豊かな社会を築きあげるとともに、会員の連携と指導力の啓発に努め、もって世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
 - (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (3) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - (4) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
 - (5) 環境問題を調査研究し、国民に対し啓蒙及び実践を行う事業
 - (6) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
- 2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 会員に対し指導力啓発の知識及び教養の取得と向上並びに能力の開発を促進する事業
 - (2) 国際青年会議所及び日本青年会議所並びにその他諸団体との提携
 - (3) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) シニア会員
- (3) 賛助会員

(会員の資格)

第7条 本会議所の会員の資格は、次の各号に掲げる会員の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 正会員 岡谷市、諏訪郡下諏訪町、諏訪市、茅野市、諏訪郡富士見町及び諏訪郡原村並びにその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたもの。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度内に限り正会員としての資格を有する。
- (2) シニア会員 本会議所又は社団法人岡谷青年会議所、社団法人下諏訪町青年会議所、社団法人茅野青年会議所若しくは社団法人諏訪青年会議所において40歳に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、会員となることを希望するもの。
- (3) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会で承認されたもの。

(入 会)

第8条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(会員の権利)

第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第10条 正会員は、本定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費)

第11条 会員は、本会議所の事業活動において経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める入会金及び会費を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費に関する必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(退 会)

第12条 本会議所を退会しようとする正会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(資格の喪失)

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 解散したとき。

(除名)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。
- (4) 出席義務を履行しないとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(休会)

第15条 正会員がやむを得ない事由により長期間会議、行事等に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び員数)

第17条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 28名以上32名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、4名以上6名以内を副理事長とし、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団及び財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般社団及び財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 本会議所の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。
- 5 監事は、本会議所の理事若しくは使用人を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

(役員を選任)

- 第18条 理事及び監事は、正会員の中から役員選出総会の決議によって選任する。ただし、総会の決議により監事を正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 理事候補者及び監事候補者の選定に関する必要な事項は、総会の決議により別に定める。
 - 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、本会議所の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、本会議所を代表し、業務を統轄する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、その業務執行に関わる職務を代行する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、常務をつかさどり、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、その業務執行に関わる職務を代行する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会議所に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

- 第21条 理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
- 2 理事は、第17条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了の場合においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
 - 3 監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
 - 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。
 - 5 監事は、第17条第1項に定める定数に足りなくなるときには、辞任又は任期満了の場合においても、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(役員)の辞任及び解任)

- 第22条 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 理事及び監事は、総会の決議により、解任することができる。

(直前理事長)

- 第23条 本会議所に、直前理事長を置く。
- 2 本会議所の理事長の職務を勤めた者は、その翌年に1年間の期間をもって直前理事長として就任する。
 - 3 直前理事長は、理事会に出席し、本会議所の業務について必要な助言をする。

(顧 問)

- 第24条 本会議所に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が推薦し理事会の議決を経て、理事長が任命する。
- 3 顧問は、その知識及び経験を生かし、本会議所の運営について必要な助言をする。

(報酬等)

第25条 本会議所の役員は、無報酬とする。

第4章 総会

(総会の構成)

第26条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第27条 本会議所の総会は、通常総会、役員選出総会及び臨時総会の3種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団及び財団法人法上の社員総会とし、通常総会をもって一般社団及び財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の権限)

第28条 総会は、次の各号を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び会計報告(収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表)の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 会員の除名
- (6) 諸規程の制定及び改廃その他本会議所の運営に関する重要な事項
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(総会の開催)

第29条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

- 2 役員選出総会は、毎事業年度12月に1回開催する。

- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第30条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を開催日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した正会員がこれにあたる。

(総会の定足数)

第32条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決権)

第33条 正会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

(総会の決議)

第34条 総会の決議は、一般社団及び財団法人法第49条第2項に規定する事項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第35条 正会員は、総会に出席できないときは、委任状その他の代理権を証明する書面を本会議所に提出して、他の正会員を代理人とし、代理人によってその議決権を行使することができる。

(書面による議決権行使)

第36条 総会に出席できない正会員は、当該総会において書面によって議決権を行使できることがあらかじめ通知されたときは、通知された事項について書面を本会議所に提出することにより議決権を行使することができる。

(総会の決議事項の告知)

第37条 理事長は、総会の終了後遅滞なく、その決議事項を本会議所の掲示板に掲示して告知しなければならない。

(総会の議事録)

第38条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成人が作成し、議長及び議長が指名する2名以上の正会員が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第39条 本会議所に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第40条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により別に定める規程により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者から選定する方法によることができる。
- (4) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(理事会の種類及び開催)

第41条 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第20条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。
- (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条3項第3号及び第5号により理事が招集する場合及び前条3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第43条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第44条 理事会は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第45条 理事会の決議は、本定款で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第19条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第48条 本会議所は、理事会で決議された月に例会を開催する。

2 例会の運営については、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

(委員会の設置)

第49条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

(委員会の構成)

第50条 委員会は、委員長1名、副委員長若干名及び委員若干名を持って構成する。

2 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

- 3 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の管理及び運用)

第51条 本会議所の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第52条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則)

第53条 本会議所の会計は、法令に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本会議所の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第55条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 本会議所は、法令の定めるところにより、第1項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第56条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(公益目的取得財産額の算定)

第57条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、第60条第2項第7号の書類に記載するものとする。

(資産の団体性)

第58条 本会議所の会員は、その資格を喪失した場合において、本会議所の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

第8章 管 理

(事務局)

第59条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 理事及び監事の名簿

(2) 認定、認可等及び登記に関する書類

(3) 財産目録

(4) 事業計画書及び収支予算書等

(5) 事業報告書及び計算書類等

(6) 監査報告書

(7) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(8) その他法令で定める帳簿及び書類

3 理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第9章 情報公開及び個人情報保護

(情報の公開)

第61条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第62条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第63条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第64条 この定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。
- 3 公益目的事業の種類又は内容の変更を行った場合は、変更の認定を行政庁より受けなければならない。

(合併等)

第65条 本会議所は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団及び財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第66条 本会議所は、一般社団及び財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第67条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第68条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第69条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第70条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 雑 則

(委 任)

第71条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、小島善之とする。

附則 (平成23年12月7日)

この定款の変更規程は、長野県知事の認可のあった日から施行する。

平成23年12月17日 改正